

奈財財第157号

平成17年5月2日

奈良市監査委員	吉田	肇	様
同	中嶋	肇	様
同	土田	敏朗	様
同	吉田	文彦	様

奈良市長 鍵田 忠兵衛

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成16年3月24日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成15年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について

2. 奈良市土地開発公社について

【監査結果の要旨】

(2) 土地の取得手続（土地開発公社）

② 公共用地取得依頼契約書について

奈良市および奈良市土地開発公社の間で使用されている公共用地取得依頼契約書には買取予定価額が明示されていない。まだ鑑定を実施していない段階であり、かつ買取価額には利息などの不確定要素があるため、ある程度の見積もりにならざるを得ないが、財源手当の実現性を検討するためにも、おおよそどの程度の支出が見込まれるかは明示することが望ましい。

【措置の内容】

② 平成17年度から、買取予定価額を明示するため、公共用地取得依頼契約書の様式を改めました。

【監査結果の要旨】

(3) 会計処理について（土地開発公社）

① 保有土地の原価計算

(ア) 販売費および一般管理費と土地取得原価との区分について

土地開発公社経理基準要綱第11条によれば、「公社の販売および一般管理業務に関して経常的に発生したすべての費用は、販売費および一般管理費に属するものとする」とされており、第45条では、「取得原価とは、用地費、補償費、工事費等のほか（中略）取得又は造成に従事する職員の人件費その他の附随費用を含むものとする」とされている。

しかしながら奈良市土地開発公社では、電話料金や銀行手数料などの費用までほぼ全額土地の取得原価に含めている。平成14年度に土地の取得原価に含められた金額のうち、その他の諸経費2,571千円は販売費および一般管理費として計上しなければならない。

② 貸借対照表および損益計算書の様式

奈良市土地開発公社の貸借対照表、損益計算書の報告様式および勘定科目は土地開発公社経理基準要綱に定められたものと異なっており、早急に定められた用語、様式および作成方法に修正する必要がある。

【措置の内容】

①

(ア) 平成 17 年度予算のうち経常的に発生する費用は、販売費及び一般管理費として計上しました。

平成 17 年度の予算を土地開発公社経理基準要綱に定められた様式に改めました。

